

出発日：2024年9月21日(土)

ツアーコード XCD046

新十津川町長がバスガイド

農業新時代を拓く“家族経営型スマート農業”のまち

～北海道一の酒米の産地～

【ツアーのポイント】

- ◎新十津川庁舎のデザインと町民の交流の場をご案内。
- ◎農業新時代を拓くスマート農業の取り組みをご案内
- ◎明治 39 年創業の金滴酒造は、ピンネシリ山系の伏流水と地元産の酒米にこだわり、119 年の歴史を刻む。試飲と販売をご案内。
- ◎昼食はグリーンパークしんとつかわのレストランでローズカツ丼&ソフトドリンク。
- ◎ゆめりあホールで新十津川町中学校吹奏楽部他町民と二胡奏者「福本ゆめ」さんのコンサートを鑑賞。
- ◎新十津川町から特産品をお土産に！！



谷口秀樹新十津川町長

- 旅行代金/11,500 円(大人お 1 人様、子ども同額)(インターネットからの予約で500 円引き)
- 最少催行人員:10名 催行事/昼食1回
- 添乗員/なし 乗務員/同行
- 利用バス会社/北海道中央バスグループ又はドリーム観光バス又はこすもす観光バス



新十津川物語記念館



物産館



金滴酒造



田園風景



ゆめりあホールで
コンサート鑑賞

日程	スケジュール (集合場所:中央バス札幌ターミナル1階待合室 集合時間7時45分)	食事
1日	中央バス札幌ターミナル 8:00 ==砂川ハイウェイオアシス館(休憩約15分) ==新十津川町役場(見学/約30分) ==スマート農業(見学/30分) ==新十津川物語記念館(見学/約50分) ==(昼食)グリーンパークしんとつかわ(約60分) ==金滴酒造・物産館(試飲・お買い物/約20分) ==コンサート鑑賞(約120分) ==砂川ハイウェイオアシス館(休憩/15分) ==中央バス札幌ターミナル 18:00 頃着 (*青字は下車観光地、赤字は入場観光地。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。)	朝:× 昼:○ 夕:×

写真はすべてイメージです

<https://www.cb-tours.com>



LINE 公式アカウントを開設!

友達登録していち早く旅の情報をゲット!



<ご参加される皆様へお知らせ>

- 当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりません。集合時間・集合場所のお間違えないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツアーは出発させていただきます。)
- バス座席割りは、当社で決めさせていただきます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます
- バス車内は終日禁煙とさせていただきます。
- 緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日は不通となっております)
- このパンフレットが最終行程表となります。

集合場所のご案内



中央バス札幌ターミナル

- ・札幌市中央区大通東1丁目3番地
 - ・JR札幌駅より徒歩約10分
 - ・地下鉄バスセンター前駅2番出口より徒歩約2分
 - ・地下鉄大通駅31番出口より徒歩約3分
 - ・さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分
- ※大通バスセンターではございませんのでお間違えないようにお越し下さい。

旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用紙致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス(以下「当社」というが企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と専業型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によりほか、別途お送りする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行契約書(専業型企画旅行契約の部)によります。

- 旅行のお申込み及び契約の成立時期
 - (1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂きます。
 - (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。
 - (3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
 - (4)申込金(お1人様)

旅行代金 3万円未満	お申込金 6,000円
5万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20%

- 団体グループ契約について
 - (1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が持っていることとみなします。
 - (2)契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
 - (3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。
 - (4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

- 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申込みが間違った場合は当社が指定する期日まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日はお客様のお申し込みがない限り、お客様の承諾日と致します。

- 旅行代金の適用
 - (1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方おとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満は子ども料金となります。
 - (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数で確認下さい。

- 旅行内容の変更

当社は、旅行開始後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社が認むし得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を得るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知するか当事務所が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

- 旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施による費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに代わって取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行われていないにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が生じたことによる変更の場合を除き、当社は変更差額旅行代金を変更します。
- 取消料
 - (1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算して	
1) 121日目にあたる日より前の解除(日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
2) 20日目(日帰り旅行にあたっては10日目)にあたる日より前の解除(3-6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日より前の解除(4-6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 旅行当日の解除	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページに記載する取消料となります。※当社の責任とならない各種ローンの取扱いの事由に基づき、お取消しになる場合も上記取消料をお支払い頂きます。※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一歩変更についても、全体に対するお取消しのみ、取消料の対象となります。

- (2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。
 - ①契約内容の重要な変更が行われたとき
 - ②前項に基づき旅行代金が増額決定されたとき
 - ③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
 - ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
 - ⑤当社の滞りすぎ事由により契約書面に従って旅行実施が不可能となったとき

- 当社より旅行契約の解除及び旅行中止
 - (1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の予約金をお支払い頂きます。
 - (2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
 - ②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
 - ③お客様が他のお客様と迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
 - ④お客様が契約内容に對して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
 - ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき
 この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知を致します。

- 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事費、及び消遣費等の諸費。これらの費用はお客様の都合により一部削減が不可となつても原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)
- 添乗員等

添乗員表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務とさせていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

- 当社の責任及び免責事項
 - (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害について賠償致します。
 - (2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償致します。

- 特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させたお客様の故意又は過失の有無にかかわらず、専業型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が専業型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害について、以下の金額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。

 - ・死亡保証金1,500万円
 - ・入浴見舞金2~20万円
 - ・通院見舞金1~5万円
 - ・旅行高橋補償金(お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします))

- 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分なお金の国内旅行保険に加入することをオススメします。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。
- 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等所管サービス提供会社、または、お申込み店にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくならぬまでご連絡下さい)
- 個人情報の取扱いについて

当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。また、お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要に必要範囲内で利用させていただきます。その他当社及び販売店では

 - ①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内
 - ②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い
 - ③アンケートのお願い
 - ④特典サービスの提供
 - ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

- 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件は2024年6月1日を基準としています。また旅行代金については2024年6月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 JATA正会員

予約センターTEL.011

北海道中央バス(株)
シービーツアーズカンパニー

221-0912

TEL.011-221-1122

FAXお申し込み

札幌市中央区大通東1丁目3番地 中央バス札幌ターミナル2F

24時間受付中

営業時間/平日9:00~12:00・13:00~17:30

FAX.011-221-0117

(土曜・日曜・祝日定休)

ネット予約・決済
が出来ます。
下記のQRコード
からお進み下さい。



総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。